

税制改革と公的年金制度

跡 田 直 澄
大 竹 文 雄

I はじめに

わが国では、1980年代にはいって高齢化社会への本格的な移行が近い将来に生じることが広く認識され始めてきた。現行の公的年金・医療保険等の社会保障制度を維持し続けたまま高齢化社会に移行した場合、保険料の将来負担は相当重くなることが予想されている。

こうした認識のもとに、現在までにいくつかの租税・社会保障制度の改革がなされてきた。公的年金制度においては、1986年改正により、基礎年金制度の創設と保険料率の引き上げが行われた。さらに、1989年度には保険料の一層の引き上げと年金支給開始年齢の65歳への引き上げを主要内容とする改革案が提示されている。

年金改革のみならず、租税制度の改革も始められた。これは1989年4月より導入された消費税に代表されている。この改革は、現行の租税制度自身が抱えている多くの問題点、たとえば直接税への偏重や所得税の強い累進構造などの問題にメスを入れようとするものであるが、一方では公的年金制度の改革と密接に関連している。それは、公的年金のうち基礎年金の3分の1が国庫負担という一般会計からの移転財源から賄われているためである。この点は、つぎのような税制改革論議がなされたことを顧みても明らかである。

1988年4月に発表された政府税調による『税制改革についての中間答申』は、「人口の高齢化が世界に例をみない速度で進展する状況の下で、現行制度を前提とすると社会保障給付が急速に増加

するものと見込まれ、これに伴い社会保障負担についても相当の増加が予想されている。税負担の面でも、現行税制のままでは、勤労所得に対する税負担はますます増大するものと予想される。これらの結果、国民の負担は、働き手世代の稼得する勤労所得に対する直接的な負担へ一層偏ることになり、納税者の重圧感・不公平感は深刻化し、勤労意欲や納税意欲が阻害されるといった事態を招きかねない。」と指摘しているのである。

高齢化社会の進展に伴う財政需要の増加をどのような形で負担するかについては、大きく分けて2つの方向が考えられている。1つには、財源調達を勤労所得税の増税によって賄うか、消費税の増税によって賄うかという財源調達手段を選択する方向である。いま1つには、社会保障制度自身の改革である。1989年の税制改革と年金改革案は、この両方向への対応であると認識できる。

このような問題意識のもとで、本稿では、われわれ自身がこれまでに試みてきた研究の成果を紹介しながら、高齢化社会への移行に伴って生じる社会保障負担増に対してどのように対応すべきかについて検討する。

具体的な本稿の展開は以下の通りである。まず、次節では1989年の税制改革と年金改革案の概要を説明する。第Ⅲ節では、ライフサイクル成長モデルを用いて行ったシミュレーション分析の結果から、(1)消費税増税か所得税増税かという財源調達手段の違いによる経済厚生相違、世代間の厚生格差の分析、(2)年金支給開始年齢の引き上げ、年金給付率の引き下げ、年金積立金の保持という年金改革の経済厚生に与える影響を検討する。こ

の分析では、一般均衡シミュレーション・モデルを用いることにより、人口高齢化や社会保障がサプライサイドに与える影響があきらかにされる。ところが、モデルが複雑であるため現実の経済や制度をある程度単純化しなければならないので、世代内の所得分配の側面が無視される。この点を補完するために、第Ⅳ節では、公的年金制度による世代間の所得移転や世代内の所得移転の実態と税制改革の効果について、現実の制度や実態をより忠実に反映した実証分析の結果を検討する。最後に、第Ⅴ節で今後の課題を述べて結びとする。

Ⅱ 税制改革と年金改革案

(1) 税制改革の経緯と背景

1988年12月に、シャープ勧告以来の抜本的税制改革法案が成立した。今回の改革案が成立するまでも、大平内閣や中曽根内閣時に新型間接税の導入を柱とする改革案が提案されてきた。大平内閣により提案された一般消費税は、石油ショックを契機として巨額化した財政赤字の克服をめざしたものであった。この一般消費税導入の試みは、総選挙での敗北により挫折した。増税による財政再建の途が閉ざされたことにより、「行政改革」さらにはマイナス・シーリングの手法を通じての歳出削減が行われることになった。しかし、このような行財政改革の背後で、大平内閣の一般消費税導入の挫折以来、税収不足を理由に所得税減税が見送られてきたために、税制に対する不満がサラリーマンを中心に高まってきた。1970年代後半からの10年間をみると、租税負担率は7%程度も上昇し、その多くが給与所得者の負担によるものであった。給与所得者の負担が増大したのは、名目所得の増加と所得税の累進構造による自然増税が源泉徴収制度で完全に捕捉される給与所得者に集中的に発生したためである。

中曽根内閣のもとでの税制改革には、行財政改革路線を継続しつつ、給与所得者を中心とする重税感、不公平感を克服しなければならないという課題が負わされることになった。この厳しい財政状況で選ばれたのが、増減税額を同額にしながら、

所得税・法人税の減税と売上税の導入およびマル優廃止をペアとする「タックス・ミックス」型の税制改革案である。この改革案では、国民の反対の強かった「売上税」が廃案となったために、所得税・住民税の部分的な改革と資産課税における利子税制の見直しが達成されたにすぎない。

近年、わが国のマクロ経済環境は劇的に変化し、その活況は巨額の自然増収を発生させ、財政状況を好転させている。1987年度の国税収入は、補正予算との対比で3兆7,000億円超過し、46兆7,900億円に達している。1988年度についても自然増収は大幅に拡大し、それに伴い赤字国債の発行が1兆8,300億円減額された。このようなマクロ経済環境の変化は、税制改革に際して増減税額を同額にする必要性を失わせることになった。これが、所得税・住民税減税、法人税減税、「消費税」の導入という基本的骨格については中曽根税制改革案を踏襲しながら、トータルで2兆6,000億円の減税超過型の改革案を可能にしたのである。

(2) 年金改革の経緯と背景

わが国の社会保障制度には、「制度間格差」と「世代間格差」という問題が存在している。「制度間格差」は、医療・年金制度ともに制度が分立し、拠出と給付の水準や国庫負担率が制度によって異なることから生じるものである。また、「世代間格差」は現在の年金受給者が拠出に比べて高い給付を受けてきたことと、人口の高齢化に伴う年金財政の悪化により今後保険料が引き上げられていくことから引き起こされる問題である。

年金制度に関しては、制度間格差の解消をめざした新年金制度が1986年4月からスタートしている。これは、国民年金を各種の年金制度に加入しているすべての人に共通の基礎年金とし、厚生年金や共済年金の定額部分を基礎年金と置き換えて、報酬比例部分を「2階建て」部分として残すというものである。

基礎年金部分の費用は、被保険者全体で公平に負担するため、毎年度、頭割りで負担することになっている。厚生年金については、被保険者の数に応じた拠出金を一括して国民年金特別会計基礎

年金勘定に繰り入れることになる。また、これまで制度ごとにバラバラであった国庫負担は、原則的に基礎年金に集中し、基礎年金に要する費用の3分の1を国庫が負担することになった。

政府は、1995年の年金一元化に向けて現在各年金制度の財源をプールして再分配する公的年金制度間調整法案を提案している。公的年金制度間の調整の基本的な考え方は、制度によって異なる年金成熟度によって生じる加入者の負担格差を避けようというものである。1986年度末でみると各種年金制度の成熟度は、鉄道共済が131.0%、たばこ共済が74.5%、国家公務員共済が36.0%、厚生年金が13.5%などとなっている。このため現在提案されている年金制度間の調整は、厚生年金からの拠出金を現在財政危機に陥っている鉄道共済への救済に使う形となっている。

厚生年金制度については、現行の支給開始年齢60歳を1998年から段階的に引き上げて65歳にしようとする改革が提案されている。厚生省の試算では、現行制度を維持していくためには、1989年度以降5年ごとに2.2%ずつ保険料率を引き上げ、さらに2010年以降には大幅に引き上げることが必要となり、2025年のピーク時には保険料率は31.5%に達するとされている。これに対して、支給開始年齢を65歳に引き上げた場合には、2010年以降の保険料率の引き上げを抑制することが可能になり、2025年のピーク時の保険料率は26.1%にとどまるとしている。この年金改革は、給付面では65歳支給の影響を受ける世代と受けない世代との格差を拡大することになるが、負担面だけを考えれば、若い世代の負担を軽減するので、将来世代と現在世代との間に生じる世代間格差を縮小することになると予想される。

(3) 高齢化社会の財源調達

竹下税制改革は、近年の財政状況の好転の中で減税超過型で行われたが、長期的な財源確保の必要性がなくなったわけではない。2025年ごろにピークに達する高齢化社会では、年金・医療などの社会保障関係費が急速に増大することが予想される。この社会保障関係費の増大は、国民負担の増

大を招くことになる。

今後、社会保障関係費はどの程度増加するのか、またそれを賄うためにはどの程度の国民負担が必要となるのであろうか。1988年の3月に政府が発表した高齢化社会における財政収支バランスについてのシミュレーションによると、現行制度を前提とした場合に必要となる社会保障給付費の対国民所得比は、1988年度の15.4%から2000年度には21.5%~23%に増加し、2010年度には26%~29%に達する見込みとなっている。

このような将来の社会保障関係費の上昇を賄うためには、対国民所得比でみた社会保険料負担を1988年度の11.1%から2000年度には14%~14.5%、2010年度には16.5%~18.5%にまで引き上げる必要があるとされている。また、現行の所得税を中心とする課税方式を維持すれば、対国民所得比でみた租税負担率は1988年度の25.5%から2000年度には27.1%~28.1%、2010年度には27.5%~28.9%に上昇すると見込まれている。現行税制を維持するという想定にもかかわらず税負担率が増加するのは、現行所得税が累進構造をもつために、所得の伸びよりも税収の伸びの方が大きくなるといういわゆる自然増収によるものである。

この試算では、対国民所得比でみた社会保障以外の支出は一定と仮定されているので、自然増収は社会保障給付の国庫負担分の増大を賄うことになる。対国民所得比でみた国庫負担は、1988年度の4.1%から2000年度には5.5%、2010年度には6%~7%に引き上げる必要があると見込まれている。したがって、この増加分は実質的には、所得税増税によって賄われることになる。

このシミュレーションは、現行制度のもとでも国民負担をこれだけ引き上げられれば、2010年度までの財政収支はバランスすることを示しているが、2025年頃の高齢化のピーク時に現行制度を維持しつつその程度の国民負担でやっていけるかどうかは疑問である。高齢化のピーク時には国民負担を一層高めなければならないと考えられるので、それに備えて財政基盤を強化するための制度改革が必要となる。しかし、現行の税制および社会保障制度のもつさまざまなひずみを是正しておかな

ければ、負担の増大を伴う制度改革が国民に受け入れられるとは考えられない。

現行の社会保障制度や税制のひずみが是正されたとしても、高齢化社会における財源をいかなる方法で調達するかが問題とされねばならない。社会保険料と所得税・地方税は、いずれも所得に対して負担を求めるものである。一方、消費税は、消費に対して負担を求めるものである。

社会保険料と所得税・地方税に重点をおく財源調達方式をとる場合には、高齢化社会において比率の減少する現役世代により重い負担を求めることになる。一方、消費税の特徴はすべての世代に“広く薄い”負担を求めるところにある。したがって、消費税の導入は現役世代だけでなく退職後の世代にも負担を求めることになるので、現役世代の負担は一部軽減できる。

Ⅲ 税・年金改革のシミュレーション分析

本節では、高齢化社会と税制改革の関連を、公的年金制度に焦点をあてて検討する。高齢化社会に移行するわが国を前提にして、税制・年金制度改革が貯蓄、資本ストックというような経済成長を規定する諸要因、さらには経済成長下における国民の厚生等にいかなる影響を及ぼすかについてのシミュレーション分析を試みる。先に、紹介した社会保障費の将来推計や厚生省による年金財政予測は、年金制度が経済成長や労働供給へ与える影響を考慮していないのである。本稿では、年金制度が経済に与える影響を明示的に考慮した一般均衡モデルによるシミュレーション分析を行う。

高齢化社会への移行を反映する形でシミュレーション分析を試みようとする場合、その基本となる枠組みには Samuelson (1958), Diamond (1965) によって理論的に開発され、Auerbach and Kotlikoff (1987) によって精力的にシミュレーション分析に実用化されたライフサイクル成長モデルが適している。

このライフサイクル成長モデルを用いて、わが国の租税および年金政策が経済成長に与える影響を分析しようと試みた例としては、本間・跡田・

岩本・大竹 (1987) をあげることができる。この論文では、租税・年金政策が資本の蓄積過程を通じて経済成長に大きな影響を与え、経済厚生を左右する重要なファクターであることが示されている。また野口 (1987) では、年金制度が対外パフォーマンスとりわけわが国の資本輸出に与える影響についてのシミュレーション分析がなされている。ここでも、年金制度およびその財源調達の仕方がわが国の将来の経済的パフォーマンスを決定的に規定することを例証している。

本間他 (1987), 野口 (1987) の両論文は高齢化社会における租税・年金制度の財源調達方式の比較も行っている。具体的には、人口の高齢化が生じて公的な負担が増えざるを得ない場合に、その財源を消費税で賄うか所得税増税で賄うかという政策の差が経済厚生にいかなる影響を与えるかを検討している。また、高齢化社会へ向かっての移行過程についても分析を行っている。ここでは、そのうち本間他 (1987) の分析を紹介する。

(1) シミュレーション・モデル

分析に用いるライフサイクル一般均衡モデルの特徴として、以下の諸点があげられる。第1に、ライフサイクルモデルであることより、貯蓄はつぎつぎに生まれてくる家計が生涯全体にわたっての効用最大化行動（通時的効用最大化）をとる結果として決定される。こうしたライフサイクル的な貯蓄決定は、人口構成の変化による貯蓄供給の変化なども厳密に取り扱うことを可能にする。第2に、一般均衡モデルであることより、ライフサイクル理論によって決定される貯蓄は資本市場において実質利子率の調整を通して実物資本と結びつけられ、公的年金制度がマクロ経済に与える影響を分析することを可能にする。

家計・企業・政府からなるモデルの基本的構造は以下のとおりである。それぞれについて順に述べ、最後に市場均衡の条件を明らかにしておこう。

(家計) 家計はその生まれてくる時点が異なることを除けば同質的であるとする。家計の効用は余暇と消費とで規定され、賃金率と利子率が与えられると生涯全体にわたっての効用を最大化する

ように労働供給と消費が決定される。これは、家計は労働供給量と同時に退職時期も選択することを意味している。また、家計は21歳のときに意志決定主体として登場して、75歳まで生存し、寿命に不確実性は存在しないと仮定する。さらに、税体系は、所得税、消費税、年金保険料、年金消費税の4つからなると想定する。すべての、税、保険料は比例税とする。ここでは、所得税は総合課税を仮定している。また、年金支給開始年齢以降においてはかならず退職して、生涯の平均賃金の6割が年金として支給されるものと仮定する。年金制度の財政方式は、基本的には賦課方式で行われる。

（企業） 企業は、生産要素として労働と資本を用いて財を生産する。ここでは集計された生産関数をCES型で特定化する。

（政府） 政府部門は、租税を調達して公共財を供給する一般会計部門と公的年金制度を運営する年金会計部門から構成される。この2部門の会計が独立になされているものとする。

（市場均衡） このモデルでは、資本市場、労働市場、財市場の3つの市場が存在し、これらの市場がすべて均衡するように毎期の利子率、賃金率、価格体系が決定される。資本市場の均衡条件は家計の供給する貯蓄総額と年金会計の積立金が実物資本と公債に等しいという条件である。労働市場については完全雇用を仮定している。また、財市場に関しては民間消費と投資と政府支出の和が産出量に等しいというものである。

次に、高齢化社会への移行過程で制度改革がマクロ経済全般にどのような影響を与えるかを分析するためのシミュレーションの方法について説明しよう。

〔分析方法〕 高齢化社会の到来といわれる現象は、このモデルの枠組みでは、(a)寿命の長期化、(b)人口成長率あるいは出生率の低下の2側面からとらえることができる。シミュレーションは、まず、一定の人口成長率(1%)、寿命(75歳)のもとで、先に示した市場均衡の条件を満たすような賃金率、利子率等を求めることから始める。これを初期定常状態と呼ぶ。続いて、初期定常状態

と比較するために高齢化社会の定常状態を求める。この場合には、寿命が75歳から80歳へ5歳延び、人口成長率が0%となる高齢化社会を想定する。

また、移行過程において将来の賃金率、利子率、税率、年金保険料率、寿命等の予想形成については静学的期待形成を仮定した。

(2) シミュレーションの結果

〔定常状態の比較〕

高齢化社会の移行過程の分析結果を検討する前に、定常状態のシミュレーション結果を検討しておこう。定常状態のシミュレーションはつぎの5つのケースについて行った。

- ケース1 初期定常状態（人口成長率1%，寿命75歳）
- ケース2 高齢化社会（現行制度維持）
- ケース3 給付率を標準報酬の60% から 50% へと引き下げる。
- ケース4 給付開始年齢を65歳に引き上げる。
- ケース5 政府が1年間の年金給付総額の約80%を年金積立金として保有する。
- ケース6 所得税率および年金保険料率を初期定常状態の値で固定し、税收および年金保険料収入の不足分は、消費税の増税と年金消費税の創設で賄う。

ケース1は、初期定常状態であり、ケース2からケース6は高齢化社会の定常状態の結果を示しており、それぞれ年金制度の改革を行ったケースを示している。シミュレーション分析の結果は表1にまとめられている。

まず、初期定常状態の結果（ケース1）からみてみよう。ケース1では、年金給付水準を平均生涯労働所得の60%、1人あたり政府支出を0.725としており、定常状態に達すると資本労働比率(K/L)は3.84となっている。また、所得税率12%、年金保険料率18.5%、消費税率5%（一定）による公的負担率は30%であり、この水準は現行のわが国の水準32%にほぼ等しい。

（高齢化の影響）

つぎに、初期定常状態（ケース1）での年金給付水準を高齢化社会においても維持しようとした

のがケース2である。給付水準を維持するためには、年金保険料率を18.5%から32.3%へと約2倍にする必要がある。また、所得税率も2.5%ほど上昇して、租税負担と年金負担を合計した公的負担率は実に43.1%になってしまう。このような負担の増加は家計の労働インセンティブにマイナスの効果をもつため所得の低下をもたらし、家計の貯蓄を低下させることになる。この家計貯蓄の低下傾向はマクロ経済の資本ストックの減少につながる。

(年金政策の比較)

高齢化社会においても初期定常状態と同一の年金給付水準を維持しようとすることは大幅な公的負担増と資本蓄積の減少を強いることになる。そこで、負担の増加を抑制できるケース、あるいは異なる財源調達の場合として4つの政策を想定した。

まず、10%の給付率の引き下げを行うケース3から検討してみよう。このケース3では、公的負担は上昇するものの、資本蓄積は促進されるので、家計の厚生水準はケース3の方がケース2より大きくなる。

ケース4は年金支給開始年齢を5歳引き上げ、65歳とした場合である。このケースの結果はケース3でみられた傾向をさらに強めるものとなっている。特に、公的負担率は33.2%とほぼ初期定常状態に近いものに抑えられ、しかも資本労働比率は4.33とかなり高い水準となる。その結果、ケース4における厚生水準はケース3よりも高くなる。

ケース5は現行の公的年金制度と同様に積立金を保有している場合である。ここでは、高齢化社会での年間年金給付総額の約80%の積立金を常に保有しているものとした。この場合には、ケース2と同様な高福祉制度を採ることになる。積立金を保有していることによる影響は、資本蓄積を促進するという点で方向としてはケース3、4と同じである。年金保険料率は17.3%、公的負担率は31.1%となり、ともにケース3およびケース4より低い水準となっている。

最後に、高齢化社会において一般会計と年金会

表1 定常状態の比較

ケース	1	2	3	4	5	6
寿 命 (歳)	75	80	80	80	80	80
人口成長率(%)	1	0	0	0	0	0
年金給付率(%)	60	60	50	60	60	60
支給開始年齢	60	60	60	65	60	60
年金積立金(%)	0	0	0	0	80	0
資本労働比率	3.84	3.52	4.19	4.33	4.59	4.55
所得労働比率	1.27	1.28	1.29	1.34	1.36	1.36
所得資本比率	0.330	0.364	0.318	0.311	0.296	0.299
利 子 率	0.080	0.086	0.073	0.071	0.067	0.068
賃 金 率	0.999	0.976	1.027	1.036	1.054	1.051
所 得 税 率	0.120	0.144	0.137	0.122	0.132	0.12*
消 費 税 率	0.05*	0.05*	0.05*	0.05*	0.05*	0.067
年金保険料率	0.185	0.323	0.269	0.218	0.173	0.185
年金消費税率	0.00*	0.00*	0.00*	0.00*	0.00*	0.129
公 的 負 担 率	0.302	0.431	0.385	0.332	0.311	0.425
効 用 水 準		-6.473	-5.343	-4.527	-4.038	-4.991

(備考) * は外生変数として与えたことを示す。

計の歳入不足分をすべて消費税で賄うことを想定したケース6の結果をみておこう。このケースでは所得税率と年金保険料率を初期定常状態の値で固定し、各会計の不足分を消費税で徴収するものとした。この年金消費税の導入は、退職世代にも年金財源の負担を求めるという意味で、実質的には給付水準の引き下げという性格をもっている。このケースにおいて必要とされる消費税率は、一般会計の消費税率が6.7%、年金会計の年金消費税率が12.9%であり、合計19.6%になる。公的負担率でみると42.5%であり、ケース2と比較するとわずかながら低下している。また、資本労働比率は4.55とケース2よりかなり高くなっている。その結果、家計の厚生水準は大幅に上昇することになる。この厚生水準はケース3とケース4の間に位置するものであり、高齢化社会において消費税を導入することは資本蓄積を促進し、高い負担のもとで高い厚生水準を実現するのであることを示している。

〔移行過程〕

所得税増税と消費税増税：高齢化社会での負担増加を所得税増税で賄った場合（ケース2）と消費税増税（ケース6）で賄った場合とでは、移行過程で資本蓄積や世代間の経済厚生にどのような違いが生じるであろうか。

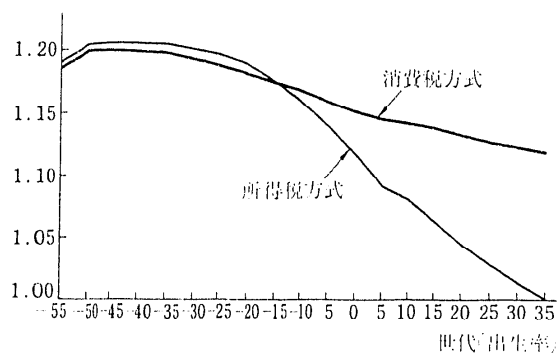


図1 質金率

年金給付水準を標準報酬の60%に固定した場合の高齢化社会へ到達するまでの移行過程のシミュレーション分析の結果は図1に示されている。寿命の長期化と出生率の低下が生じたとき、生産労働力人口の相対的低下が生じる。また、寿命が延びていくため貯蓄が相対的に増加する。そのため、労働が資本に比べて相対的に希少となるので賃金率の上昇と利子率の低下が続く。つぎに、次第に高齢者の人口比率が増加するにしたがって、貯蓄を取り崩す層が増加するため、利子率の上昇と、賃金率の低下がみられ始める。図1には、この賃金率の傾向が示されている。このように移行過程の途中でも、消費税増税の方が貯蓄を刺激するため資本蓄積を促進するので、賃金率も高く国民生産も大きくなっている。

〔世代間の厚生比較〕

つぎに、年金保険料率にみられる世代間の負担格差は各世代の生涯効用にどのような影響を与えるかを検討したものが図2である。図2は、移行過程が始まった年を0年として、それより何年後に生まれたかを横軸にとり、所得税増税によって高齢化社会における定常状態に到達した家計の生涯効用と移行過程の各世代の生涯効用を比較した値を描いたものである。直接税増税の場合と消費税増税の場合の比較を行った。

これによると古い世代では、所得税増税の方が生涯効用が高いが、将来世代の厚生水準は大きく低下することになる。一方、消費税増税によれば、世代間の厚生水準の格差は所得税増税に比べて小さなものになることが理解できる。これは、1つ

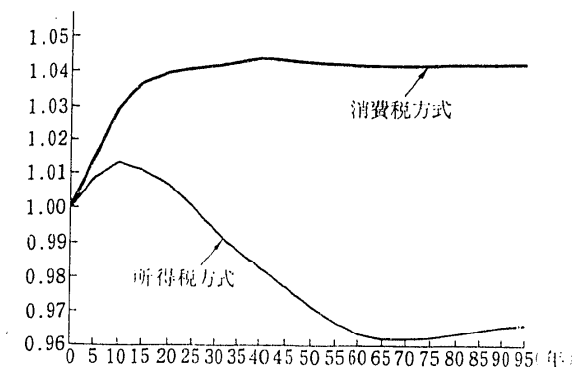


図2 世代間の厚生比較

には消費税増税が退職世代にも負担を求めているためであり、いま1つには消費税増税が勤労所得税増税に比べて資本蓄積を増加させるため将来世代の厚生水準が高くなるためである。

IV 公的年金制度による世代間所得移転と世代内所得移転

前節の分析は、ライフサイクル成長モデルに基づいたシミュレーションモデルであるが、モデルが複雑なため現行制度のある程度の単純化や世代内の所得分配の問題を捨象する必要があった。本節では、より現実の制度に近い枠組みで世代間および世代内所得分配の問題を扱った研究を紹介しよう。まず、高山・舟岡・大竹・関口・渋谷(1989)は、公的年金制度のもつ世代内所得移転メカニズムを計量的に研究したものである。つぎに、跡田・橋本・林(1989)はコーホート・データを用いて年金の内部収益率を計測し、今回の税制改革・年金改革案の評価を行っている。以下では、彼らの研究の概要を紹介する。

(1) 世代間所得移転

高山他(1989)は、『全国消費実態調査』(1984)を用いて、公的年金制度のもつ世代間および世代内の所得移転を検討している。彼らは、1984年の財政再計算をもとに公的年金制度による生涯保険料と生涯給付額の現在価値を各世帯ごとに算出し、移転所得額の現在価値を計算している。ここでは、まず世代間所得移転の実態を分析し、その後世代

内所得移転について検討する。

公的年金制度として、被用者年金制度である厚生年金制度と共済年金制度をそれ以外の世帯については国民年金制度を明示的にとりあげ世代間の年金資産の格差を検討する。表2、3、4に世帯類型別に世代ごとの年金給付額、年金保険料の1984年時点における現在価値の平均値が示されている。世帯類型として世帯主だけが厚生年金・共済年金の被用者年金に加入している片稼ぎ世帯、夫婦とも被用者年金に加入している共稼ぎ世帯、夫婦とも国民年金加入の一般世帯の3類型を検討した。このうち、国民年金制度は保険給付額と支払保険料との間にリンクがないため、世代ごとの保険料格差しか存在せず世代内の所得移転は寿命の長短によるものしかない。しかし、被用者年金制度は基礎年金と報酬比例部分から成り立っているため、世代内の所得再配分機能ももっていることが予想できる。

まず、表2の片稼ぎ世帯の年金給付の現在価値は、1960年生まれの世代で2,500万円であり、25年生まれの世代で3,600万円である。一方、支払

表2 世帯主被用者年金加入の片稼ぎ世帯

年齢階級別年金資産 (単位: 万円)				
年 齢 (生年)	給 付	保険料	移 転	給付/保険
-24 (1960-)	2,541	2,436	105	1.04
25-29 (1955-1959)	2,963	2,509	454	1.18
30-34 (1950-1954)	3,111	2,230	881	1.40
35-39 (1945-1949)	3,226	1,981	1,244	1.63
40-44 (1940-1944)	3,315	1,681	1,634	1.97
45-49 (1935-1939)	3,369	1,371	1,998	2.46
50-54 (1930-1934)	3,452	1,069	2,383	3.23
55-59 (1925-1929)	3,604	830	2,774	4.34

表3 夫婦とも被用者年金加入世帯

年齢階級別年金資産 (単位: 万円)				
年 齢 (生年)	給 付	保険料	移 転	給付/保険
-24 (1960-)	4,290	3,794	496	1.13
25-29 (1955-1959)	4,650	3,644	1,007	1.28
30-34 (1950-1954)	4,686	3,010	1,676	1.56
35-39 (1945-1949)	4,690	2,575	2,115	1.82
40-44 (1940-1944)	4,730	2,162	2,567	2.19
45-49 (1935-1939)	4,667	1,692	2,976	2.76
50-54 (1930-1934)	4,819	1,394	3,424	3.46
55-59 (1925-1929)	4,967	1,085	3,881	4.58

表4 夫婦とも国民年金加入世帯

年齢階級別年金資産 (単位: 万円)				
年 齢 (生年)	給 付	保険料	移 転	給付/保険
-24 (1960-)	626	624	2	1.00
25-29 (1955-1959)	673	682	-8	0.99
30-34 (1950-1954)	771	640	131	1.20
35-39 (1945-1949)	837	575	262	1.46
40-44 (1940-1944)	922	483	439	1.91
45-49 (1935-1939)	975	379	597	2.57
50-54 (1930-1934)	1,015	274	741	3.70
55-59 (1925-1929)	1,059	184	875	5.76

保険料の現在価値は60年生まれで2,400万円であるのに対し、25年生まれの世代においては830万円にすぎない。この結果年金制度による他世代からの移転所得の現在価値は、60年生まれで105万円、25年生まれで2,800万円となり最近世代ほど移転所得は小さくなる。給付額と保険料の現在価値の比率は若い世代では1~2である。しかし、25年生まれの世代ではこの値は4となり、保険料の4倍もの年金給付を受けることがわかる。

つぎに、表3の共稼ぎ世帯では、年金給付の現在価値は4,200万円~4,900万円程度である。ところが、保険料の現在価値は1960年生まれの世代では平均で3,800万円であるのに対し、25年生まれの世代では1,000万円にすぎない。この結果世代間所得移転による年金所得の現在価値は若い世代で500万円、25年生まれの世代で3,800万円になり、片稼ぎ世帯に比べて多額の移転所得を得ることになる。

夫婦とも国民年金加入の一般世帯については、給付額、保険料とも被用者年金に比べて少ない(表4)。1960年生まれでは給付、保険料とも620万円である。ところが、25年生まれでは給付額の現在価値が1,000万円を超える一方で保険料の現在価値は200万円程度である。

(2) 世代内所得移転効果

公的年金制度のうち被用者年金制度は定額部分である基礎年金部分と保険料負担に比例する平均標準報酬月額比例部分から成り立っているため、公的年金制度そのものが世代内の所得再配分制度としての機能をもっている。片稼ぎ世帯のうち被

表 5 世帯主のみ被用者年金加入者年齢階級別平均標準報酬月額別年金資産

			平均標準報酬月額 (単位: 万円)							
			—10	10—15	15—20	20—25	25—30	30—35	35—40	40—
年 階 級	24 歳	給付額	1,036	1,537	1,920	2,349	2,744	3,094	3,499	4,053
		保険料	760	1,283	1,720	2,101	2,695	3,198	3,616	4,761
		移転所得	276	254	199	248	49	—105	—118	—707
	25—29	給付額	1,256	1,539	2,014	2,570	2,941	3,288	3,666	3,948
		保険料	716	1,073	1,528	1,923	2,437	2,948	3,499	3,890
		移転所得	540	467	486	648	504	340	167	59
	30—34	給付額	1,356	1,616	2,209	2,608	3,036	3,465	3,861	4,306
		保険料	661	933	1,303	1,662	2,146	2,600	3,070	3,473
		移転所得	695	683	906	945	890	865	791	832
	35—39	給付額	1,264	1,656	2,299	2,694	3,165	3,576	3,951	4,388
		保険料	548	813	1,123	1,462	1,897	2,290	2,775	3,087
		移転所得	716	843	1,176	1,232	1,267	1,286	1,176	1,301
	40—44	給付額	1,347	1,681	2,314	2,806	3,270	3,693	4,073	4,485
		保険料	416	695	923	1,235	1,604	1,981	2,412	2,566
		移転所得	931	986	1,391	1,571	1,666	1,712	1,661	1,919
	45—49	給付額	1,407	1,703	2,331	2,831	3,354	3,794	4,164	4,758
		保険料	340	560	740	1,000	1,315	1,637	2,048	2,092
		移転所得	1,067	1,143	1,591	1,831	2,040	2,157	2,116	2,666
	50—54	給付額	1,490	1,767	2,373	2,897	3,456	3,862	4,269	4,725
		保険料	238	419	575	782	1,019	1,250	1,581	1,732
		移転所得	1,252	1,347	1,798	2,115	2,437	2,612	2,688	2,993
	55—59	給付額	1,534	1,969	2,487	2,949	3,502	3,942	4,273	4,960
		保険料	161	291	391	586	738	926	1,154	1,452
		移転所得	1,373	1,678	2,096	2,363	2,764	3,016	3,119	3,508

(注) 年齢は1984年時点。

用者年金加入世帯について年金給付、年金保険料、移転所得の現在価値を平均標準報酬階級別の平均値を表5に示した。ただし、年齢の表示は1984年時点のものである。

年金給付現在価値は若い世代ほど現在価値への割引きを行うため小さくなる。しかし、保険料率の将来時点における引き上げにより、保険料の現在価値は若い世代ほど大きくなる。この結果、若い世代の方が年金制度による世代間移転の額が低下する。

たとえば、29歳以下の世代では、平均標準報酬月額の上昇に伴い移転所得額は、低下していくという所得再分配効果が観察される。特に、24歳以下の年齢層では平均標準報酬月額が30万円を越える場合には支払保険料の方が年金給付額よりも大きいという現象が生じている。一方、35歳以上の世代においては、平均標準報酬月額の大きい世帯ほどより多くの移転所得を受け取ることになって

いる。年金制度は世代間においては、若年世代から老年世代への所得移転システムとして機能している。一方、世代内においては老年世代では高所得世帯への移転額が低所得世帯への移転額を上回るという逆進的所得再分配システムになっている。また、若年世代においては高所得者から低所得者への所得再分配システムとして機能している。

(3) 年金改革と内部収益率

以上の分析で、税制改革や年金改革が世代間・世代内の所得分配に大きな影響を与えることが明らかにされた。しかし、今までの分析では、世代によって直面してきた経済環境の違いを十分に取り入れてきたとはいえない。より厳密に世代間の公的負担格差を分析するためには、世代別のデータを用いた分析をすることが必要である。ここで紹介する跡田他(1989)は、このような問題意識でなされた研究である。

租税・年金制度の改革による影響を検討するために、跡田他（1989）では同一世代に属する人々の生涯にわたる所得や消費の流列から構成されるコーホート・データを用いた分析を試みている。彼らは、1953年から1985年までの『家計調査年報』（総務庁）の年齢階層別データから、所得および消費支出のコーホート・データを作成している。このデータを用いれば、各世代が過去の税制や年金制度のもとでどの程度の負担をしてきたのか、また今回成立した税制改革やこれから行われようとしている厚生年金の支給開始年齢の引き上げが各世代の将来の負担構造をどのように変化させるかをみることができる。

年金保険料については、勤労者世帯を対象としているため、厚生年金制度が適用されているものとして推計している。将来の保険料率は、厚生省の年金財政再計算にもとづいて計算している。なお、年金の収益率の計算においては年金の負担額は本人分と雇用主負担分の合計額としている。さらに、各世代の年金の受給額は新規裁定者と既裁定者の違いや世代による制度の違いを厳密に考慮して計算している。

年金の収益率が今回の年金改革案によってどのように変化するかを明らかにしよう。年金の収益率とは、老後に受け取る年金額の総額が、現役時に拠出した保険料をどのくらいの利率で運用した時と等しくなるかを示したものである。表6には、1984年財政再計算と1989年財政再計算にもとづく各世代の改革前後の年金の収益率が示されている。89年財政再計算にもとづく試算では現行の60歳支給が維持された場合の年金の収益率は、1933年生まれで6.71%、43年生まれで3.15%、53年生まれで1.28%と前の世代ほど高い。

84年財政再計算にもとづく試算でも現行の60歳支給が維持された場合の年金の収益率は、1933年生まれで6.74%、1943年生まれで3.65%、53年生まれで1.60%と前の世代ほど高い。このような収益率格差の原因は、1960年代の後半から70年代の前半にかけて年金給付額が大幅に引き上げられる一方で、保険料の引き上げ幅が抑えられたことに求められる。なお、84年財政再計算と89年財政再計算の数字を比較すると、84年財政再計算にもとづく収益率の値の方が高くなっている。以上の結果は、上述の高山他（1989）の分析結果と一致している。

年金制度の改革は、この世代間の収益率格差を解消する効果をもつのであろうか。89年財政再計算にもとづく試算からは以下のことがいえる。1933年生まれの世代は、89年現在すでに56歳に達しており改革の影響を全く受けない。43年生まれの世代は、支給開始年齢の引き上げが1998年より3年ごとに段階的に行われることにより、改革後は63歳支給となり、収益率が2.19%まで低下する。53年生まれの世代は、経過措置の適用対象外であるため、65歳支給となる。この世代は、2005年以降についての保険料の抑制効果を楽しむものの、65歳支給への移行による給付切り下げ効果の方が大きいため、収益率は0.03%まで低下することになる。

このように経過措置が適用されない世代の収益率が大きく低下する傾向は、84年財政再計算にもとづく試算においても変わらない。したがって、現在予定されている年金改革は収益率でみる限り、現在世代における世代間格差を拡大する効果をもっているといえる。ただし、この改革により、将来世代の負担が軽減されることは言うまでもない。

表6 世代別の年金収益率

(単位: %)

	1984年財政再計算		1989年財政再計算	
	改革前 (60歳支給)	(65歳支給)	(60歳支給)	(65歳支給)
1953年生まれ	1.60	0.34	1.28	0.03
1948年生まれ	2.54	1.11	1.78	0.21
1943年生まれ	3.65	2.76 (63歳支給)	3.15	2.19 (63歳支給)
1938年生まれ	5.10	4.75 (61歳支給)	4.77	4.40 (61歳支給)
1933年生まれ	6.74	6.74 (60歳支給)	6.71	6.71 (60歳支給)

V む す び

本稿では、われわれ自身がこれまでに試みてきた研究の成果を紹介しながら、高齢化社会への移行に伴って生じる社会保障負担増に対してどのように対応すべきかについて検討した。まずライフサイクル成長モデルを用いたシミュレーション分析を行い、つぎに現実的なデータを用いて世代間・世代内所得移転と年金改革・税制改革の関連を検討した。

シミュレーション結果は与件としたパラミターの値に依存するため結果の解釈には慎重にならなければならないが、その点を踏まえて得られた結論を要約すれば以下のようにまとめることができる。高齢化社会においても現行制度と同一の年金給付水準を維持しようとすることは大幅な公的負担増と資本蓄積の減少を強いることになる。また、このような高負担を避けるための代替的な政策としての年金給付率の引き下げと、実質的な給付水準の引き下げとなる支給開始年齢引き上げは、資本蓄積の上昇と公的負担率の減少をもたらす。一方、積立金の保持、消費税の導入という政策は、大きな政府を志向するものであるため公的負担の上昇は避けられないが、資本蓄積の上昇の結果が効用水準の上昇をもたらす。また高齢化社会への移行過程においては消費税増税の方が、所得税増税に比べて世代間の経済厚生格差を小さくすることが示された。

つぎに、現行年金制度が世代間・世代内の所得分配にいかなる影響を与えているかを検討した。その結果、現行制度のもとでは将来世代から現在世代への多額の世代間移転が生じていることが明らかにされた。さらに、現在の中高年世代においては高所得者ほど多くの移転所得を得ている。換言するならば、現行年金制度は、将来世代から現在の豊かな老人への所得移転システムという側面をもっている。この問題を解消するためには、年金保険料のより早い段階での引き上げ、年金保険料への累進制導入、高額の年金所得に対する課税

といった政策が必要とされる。

また、コーホート・データを用いて計測した年金の内部収益率が世代によってどれだけ異なるか、そして年金改革は内部収益率にどのような影響を与えるかを検討した。その結果、現在世代における世代間の内部収益率格差は改革案によって拡大されてしまうことが明らかにされた。このような年金改革案がもつ世代間格差の拡大を緩和するためには、税制の改革を同時に行うことが必要である。

以上の点は、年金改革や税制改革は世代間の公平のみならず世代内の公平にも大きな影響をもたらすことを示唆している。したがって、租税・年金制度の改革を説得力あるものにするためには、それらが一体となった改革であることを国民が納得できるように説明することが必要である。そして、高齢化社会における租税・年金制度がもつ所得分配メカニズムの実態を明らかにすることが望まれる。

参考文献

- 跡田直澄・橋本恭之・林 宏明 (1989)「人口の高齢化と税・年金制度——コーホート・データによる制度改革の影響分析」, 帝塚山大学 Discussion Paper, No. 10.
- 本間正明・跡田直澄・岩本康志・大竹文雄 (1987)「年金：高齢化社会と年金制度」浜田宏一・黒田昌裕・堀内昭義編『日本経済のマクロ分析』所収, 東京大学出版会。
- 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・渋谷時之 (1989)「家計の資産保有に与える時間的・制度的影響 (仮題)」『経済分析』(近刊)。
- 野口悠紀雄 (1987)「公的年金の将来と日本経済の対外パフォーマンス」『フィナンシャル・レビュー』6月号。
- Auerbach, A. and L. J. Kotlikoff (1987), *Dynamic Fiscal Policy*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Diamond, P. A. (1965), "National Debt in A Neoclassical Growth Model," *American Economic Review*, 55, 1125-1150.
- Samuelson, P. (1958), "An Exact Consumption-Loan Model of Interest with or without the Social Contrivance of Money," *Journal of Political Economy*, 66, pp. 467-482.

(あとだ・なおすみ 帝塚山大学助教授)
(おおたけ・ふみお 大阪府立大学講師)